

函館市中央図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市広告掲載要綱の規定に基づき、函館市中央図書館雑誌スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 スポンサー制度は、函館市中央図書館（以下「中央図書館」という。）が雑誌カバーを広告媒体として活用し、民間事業者等から雑誌の提供を受けることにより、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第3条 スポンサー制度は、雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、中央図書館に雑誌を提供する。

2 スポンサーは、提供する雑誌の最新号カバーの表面にスポンサーの名称を、裏面に広告を掲載することができる。

3 雑誌の定期購読契約に含まれない臨時号、増刊号等はスポンサー制度の対象としない。

(資格要件)

第4条 スポンサー制度は、企業および個人の事業者、公共的団体またはこれに類する者、その他生涯学習部長が適当と認める者を対象とし、個人を対象としない。

2 函館市広告掲載基準第2条第1号に規定する業種および事業者に係るもの、その他生涯学習部長が不適当と認めるものは、スポンサーになることができない。契約期間中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(広告の内容)

第5条 広告の内容については、函館市広告掲載要綱および函館市広告掲載基準による。

2 図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれがある広告は掲載することができない。

(広告等の規格および位置)

第6条 スポンサー表示ならびに広告の規格および位置については、指定管理者が募集要領に別途定める。

2 スポンサーによる提供雑誌の排架場所は、指定管理者が決定する。

(契約期間)

第7条 スポンサーの契約期間は、毎年契約日から当該年度末までとする。

2 スポンサーは、契約期間の途中で解約を申し出ることにはできない。

3 広告の掲載期間は、契約期間の開始月に発売される号から当該年度末までに発売される号までとする。

(スポンサーの募集)

第8条 スポンサーの募集については、指定管理者が募集要領に別途定める。

2 スポンサーの募集は、市広報紙やホームページ、その他の方法で行うものとする。

(スポンサーおよび広告内容の審査)

第9条 生涯学習部長は、スポンサーの申込みがあったときは、第4条および第5条の規定に照らし、スポンサーおよび広告内容の審査を行う。

2 生涯学習部長は、スポンサーおよび広告内容の可否については、函館市広告審査委員会による審査

を経て、決定するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 スポンサーが、広告内容を変更しようとするときは、事前に広告の見本を中央図書館に提出しなければならない。

2 生涯学習部長は、前項の提出を受けた場合、第9条の規定を準用し、広告内容の審査および決定を行う。

3 広告内容は、3か月ごとに変更することができるものとする。

(雑誌の休刊等による変更)

第11条 スポンサーによる提供雑誌が、年度途中で休刊または廃刊した場合は、スポンサーと協議のうえ、別の雑誌に振り替えるものとする。

(取消し)

第12条 生涯学習部長は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーへの催告その他何らの手続きを要することなく、スポンサーの決定を取り消し、または広告の内容を変更させることができる。

(1) 提供されるべき雑誌代金の支払確認ができないとき

(2) 指定管理者が指定する期日までに、掲載条件を満たす広告の提出がないとき

(3) その他、この要綱または関連諸規定に違反していると生涯学習部長が判断したとき

2 市は、前項の措置によりスポンサーが生じた損害の責めを負わない。

3 第1項の規定によりスポンサーの決定を取り消した場合、すでに提供されている雑誌およびその代金は返還しない。

(責務)

第13条 広告の内容に関する責任は、スポンサーが負うものとし、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの負担において解決するものとする。

(雑誌の所有権)

第14条 雑誌スポンサー制度により提供された雑誌の所有権は、市に帰属する。

(協議)

第15条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市とスポンサーが誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、生涯学習部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。